

税の申告

市・県民税申告期間

2月15日(木)～3月15日(木)

※所得税などの確定申告は
2月16日(金)から。

申告は
必ず、正しく、忘れずに!



市・県民税の申告

税務課・☎2122

平成30年1月1日現在で市内に住んでいた方や、市から2月上旬に送付する案内はがきが届いた方は、市・県民税の申告をしてください。

申告が不要な方

▽所得が給与のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方

▽確定申告をした方

▽所得がなく、市内に居住する方の扶養親族になっている方
※国民健康保険加入者は、所得がなくても保険税の軽減判定などのために申告が必要です。

★こんな場合も申告を

平成29年中の公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金

市・県民税の申告受付日程表

期 日	会 場		
2月	15日(木)	筑波公民館	
	16日(金)	久野公民館	
		梁田公民館	
	19日(月)	毛野公民館	
	20日(火)	御厨公民館	
	21日(水)	山辺公民館	
	22日(木)	富田公民館	
	23日(金)	名草公民館	
	26日(月)	矢場川公民館	
	27日(火)	北郷公民館	
28日(水)	三重公民館		
3月	1日(木)	小俣公民館	
	2日(金)	山前公民館	
	5日(月)	山前公民館	
	6日(火)		
	7日(水)	葉鹿公民館	
	8日(木)	三和公民館	
	3月9日(金)～15日(木)		市役所(本庁舎1階 市民ホール)
			※土・日曜日を除く

受付時間
午前9時30分～11時30分
午後1時～3時30分
※市役所市民ホールは午前9時から。
※期間中は、指定の会場以外での受付は不可。

などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で確定申告書も提出する必要がない場合であっても、次の方は、市・県民税の申告が必要です。

①医療費控除などを申告する方
②年金から特別徴収されている以外に国民健康保険税や後期高齢者医療保険料などの支払いがあり、社会保険料控除の追加を申告する方

③公的年金等源泉徴収票に記載のない扶養控除や障害者控除を申告する方など
※控除の追加による所得税の還付を受ける方は、確定申告書の提出が必要です。

申告に必要なもの

▽申告案内はがき(届いた方)
▽印鑑
▽個人番号カードなど

▽平成29年中の所得がわかるもの(源泉徴収票など)

▽国民年金保険料の領収証書(控除証明書)、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収証書

▽生命保険料、地震保険料、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料の控除証明書
▽障害者控除を受けるときは、障害者手帳または障害者控除対象者認定書(7ページ参照)など

▽医療費控除を受けるときは、医療費控除の明細書、医療保険者が発行する医療費通知または医療費の領収書と保険金などで補てんされた金額がわかるもの

▽配偶者控除や扶養控除などを受けるときは、配偶者や扶養親

●個人の市・県民税申告書、所得税などの確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です。
●マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、申告者の本人確認書類として次のものの提示が写しの添付が必要です。
▼個人番号カードをお持ちの方
Ⅱ個人番号カード(表面および裏面)
▼お持ちでない方Ⅱ通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し+本人確認できるもの(運転免許証、公的医療保険の被保険者証など)

**セルフメディケーション推進のための
スイッチOTC薬控除
(医療費控除の特例)の新設**

どんな人? 人間ドック、市が行う健康診査やがん検診、予防接種、勤務先で実施する定期健康診断、メタボ検診などを平成29年中に受けている方

何をしたら? 平成29年1月1日以後に自己または自己と生計が同じ配偶者や親族のために『スイッチOTC医薬品』を年額12,000円を超えて買った場合

どれだけ控除される? 年額1万2千円を超える部分の金額(上限8万8千円) ※本特例が従来の医療費控除のどちらか一方のみの適用となります。

スイッチOTC医薬品とは? 医師の処方による医薬品からドラッグストアで購入できる医薬品に転用されたもの※領収書などに控除対象商品の表示あり。

交付します

障害者控除対象者認定書

元気高齢課・☎②139

障害者手帳をお持ちでない、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、一定の要件を満たす方に認定書を交付します。この認定書を、所得税や市・県民税の申告をする際に提示すると、障害者控除を受けることができます。

控除の種別・対象

- ▷ **特別障害者控除** = 知的障がい者(重度)、身体障がい者(1・2級)に準ずる方
- ▷ **障害者控除** = 知的障がい者(中度・軽度)、身体障がい者(3~6級)に準ずる方

申請 申請書を同課(本庁舎1階18番窓口) ※申請書は同課または市ホームページから入手できます。

※申請後、審査があります。

足利税務署で個人番号カードが申請できます

マイナンバーカード

市民課・☎②145

期間 2月16日(金)~3月9日(金)

午前9時~午後4時※平日のみ。

確定申告書は
ご自宅で作成して提出を
期間 2月16日(金)~3月15日(木)
場所 足利税務署(伊勢町四丁目)
※税務署はたいへん混雑し、長時間お待ちいただく場合もありますので、申請書の作成は

所得税などの確定申告

足利税務署・☎④3151

族のマイナンバーがわかるもの ※郵送で申告する方は、税務署、税務課、各公民館に確定申告書、市・県民税申告書、医療費控除の明細書がありますのでご利用ください。

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』をご利用ください。確定申告書を自宅で作成し、印刷して郵送またはe-Tax^{イータックス}を使って提出できます。
※個人番号カードを利用してe-Tax^{イータックス}で送信する場合は、本人確認書類の写しを別途送付する必要があります。
※手書き作成の場合は、申告書の『復興特別所得税』欄の記載漏れのないよう注意してください。還付申告の方も記載が必要です。



よくある質問

Q 家族の扶養に入っている、パート、アルバイトの収入がある場合、申告は必要?

A 収入があれば申告が必要です。ただ、給与支払者から給与支払報告書が提出されていて、他に申告すべき所得や控除がなければ、申告する必要はありません。

Q 医療費をどれくらい支払うと、医療費控除が受けられる?

A 前年に支払った医療費から、保険金などで補てんされた金額を引いた額が10万円以上(総所得金額等が200万円以下の方は、総所得金額等の5%以上)の場合です。なお、扶養控除や社会保険料控除などの合計が総所得金額等を超えていれば、医療費控除をしても、税額は変わりません。

持物 送付されている通知カードと一体型の個人番号カード交付申請書(住所などが変わった場合は市民課へご相談ください)、本人確認書類(運転免許証など) ※顔写真は申請時に撮影。